

社会福祉法人京都市社会福祉協議会
役員等実費弁償並びに報酬等の支給に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人京都市社会福祉協議会（以下「法人」という。）定款第10条並びに第26条に基づき、役員等の実費弁償並びに報酬等の支給に関して定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程でいう役員等とは、法人の理事、監事、評議員及び委員会規程第2条に定める委員会の委員等をいう。

(実費弁償等を支給する範囲)

第3条 役員等の実費弁償等を支給する会議及び事業は、次のとおりとする。

- (1) 法人の定款及び諸規程に定める諸会議
- (2) その他特に必要と認める会議及び事業

(実費弁償等の支給)

第4条 常務理事を除く役員等が前条に規定する会議及び事業に出席した場合には、当該役員に対し、その都度実費弁償等を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同日に同一会場にて複数の会議及び事業に出席した場合には、1回分のみの実費弁償を支給する。
- 3 常務理事に報酬、賞与及び通勤手当を支給する。
- 4 役員等が職務のため出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(実費弁償及び報酬の額)

第5条 常務理事を除く役員等に支給する実費弁償等の額は別表1のとおりとする。

- 2 常務理事に支給する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
 - (1) 報酬については、別表2に定める額
 - (2) 賞与については、別表3に定める額
 - (3) 通勤手当については、職員給与規程第17条の規定に準ずる額

(実費弁償等の支給方法)

第6条 役員等への実費弁償等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 常務理事に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。
 - (1) 報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、職員給与規程第21条に準じた日とする。
 - (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
- 3 実費弁償等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出が

あったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(適用除外)

第7条 第2条に定める役員等にあっても、関係公務員又はこれに類する役員等に対しては、これを適用しない。

(委任)

第8条 この規程に定めるものの他、実費弁償及び報酬等の支給に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別にこれを定める。

(公表)

第9条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付 則

この規程は、平成11年3月18日から施行する。

この規程は、平成13年5月29日に改正する。

この規程は、平成17年4月1日に改正する。

別表の規程は、平成21年4月1日から適用する。

この規程は、平成22年4月1日から一部改正し、施行する。

この規程は、平成27年1月1日から一部改正し、施行する。

この規程は、平成28年1月1日から一部改正し、施行する。

この規程は、平成29年4月1日から一部改正し、施行する。

この規程は、令和2年4月1日から一部改正し、施行する。

別表第1の規程は、令和4年4月1日から一部改正する。

別表1

実費弁償並びに報酬表

役職名	会長	理事 (会長を除く)	監事	評議員	委員会 委員等	外部専門 委員会委員
実費弁償	—	—	—	—	—	—
報酬	5,568円 1回毎 (月額払)	5,568円 1回毎	11,137円 1回毎	5,568円 1回毎	5,568円 1回毎	11,137円 1回毎

別表2

常務理事の報酬

役職名	常務理事
報酬	410,100円 月額

別表3

常務理事の賞与

役職名	常務理事
賞与	6月の賞与 報酬月額 × 総合職員の支給月数に準じる月数 12月の賞与 報酬月額 × 総合職員の支給月数に準じる月数